

事務連絡
平成28年2月4日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、平成27年1月から同年12月までに、下記の型式が、検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）の適用を受け、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

特例基準を適用した検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークが表示されていますのでご留意願います。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

記

【検定対象機械器具等】

1 消火器（消防法施行令（以下「令」という。）第37条第1号）

（主な特例事項：本体容器の構造）

(1) 特例基準適用品

ア 小型消火器

- (ア) 申請者 株式会社初田製作所
- (イ) 種別 小型消火器
- (ウ) 型式 強化液（中性） 2.5l（蓄圧式、樹脂製）
- (エ) 型式番号 消第27～45号
- (オ) 型式承認日 平成27年6月23日

イ 小型消火器

- (ア) 申請者 日本ドライケミカル株式会社
- (イ) 種別 小型消火器
- (ウ) 型式 粉末（ABC） 3.0kg（蓄圧式、樹脂製）
- (エ) 型式番号 消第27～57号
- (オ) 型式承認日 平成27年10月19日

(2) 概要

- ア 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第53条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

- イ 本体容器にポリエチレンナフタレートを用いた消火器（以下「樹脂製消火器」という。）である。
- ウ 樹脂製消火器は、キャップ等が化粧カバーで覆われており、点検の際、分解整備及び再充填等ができない構造であることから、点検については、別途示している点検要領（「基準の特例を適用した検定対象機械器具等の点検要領の一部改正について」（平成27年12月28日付け消防予第486号））により行うものとする。この場合において、前（1）アについては、消火薬剤が強化液であるものとして、また、前（1）イについては、消火薬剤が粉末であるものとして点検を行うものとする。

2 泡消火薬剤（令第37条第3号）

（主な特例事項：使用濃度）

（1）基準の特例適用品

- ア 申請者 ヤマトプロテック株式会社
- イ 種別 泡消火薬剤
- ウ 型式 水成膜泡 1%（-10℃～+30℃）
- エ 型式番号 泡第27～8号
- オ 型式承認日 平成27年7月27日

（2）概要

- ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 泡消火薬剤に水を加え、1容量パーセントの濃度にして使用するものである。

3 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第8号）関係①

（主な特例事項：構造）

（1）特例基準適用品

- ア 申請者 株式会社初田製作所
- イ 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ウ 型式 1種可溶片型C72、呼称15（標準r2.6、下向き（プレート付帯ヘッド））
- エ 型式番号 ス第27～1号
- オ 型式承認日 平成27年3月12日

（2）概要

- ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 外観意匠の向上及び外部からの衝撃による破損に対応するため、ヘッド本体にカバープレートを装着したものである。なお、カバープレートの作動温度をヘッド本体の作動温度より低く設定することにより、ヘッド本体の作動遅れを防止している。
- ウ ヘッドを覆うようにカバープレートを設けるため、カバープレートはヘッド本体の感熱体の分解部分に悪影響を及ぼさないように分解し、投げ出されるものである。
- エ カバープレートは確実に取り付けられ、かつ、容易に離脱しないものである。

4 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第8号）関係②

（主な特例事項：散水分布）

(1) 特例基準適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 日本ドライケミカル株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、下向き）
- (エ) 型式番号 ス第24～19～1号
- (オ) 型式承認日 平成27年8月21日

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 日本ドライケミカル株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C96、呼称15（標準r2.8、下向き）
- (エ) 型式番号 ス第24～20～1号
- (オ) 型式承認日 平成27年8月21日

ウ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、上向き）
- (エ) 型式番号 ス第27～2号
- (オ) 型式承認日 平成27年9月2日

(2) 概要

- ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの感知性能が1種のものより高感度に設定しており、有効散水半径を2.8メートルとするものである。

5 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第9号）関係①

（主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

- ア 申請者 ホーチキ株式会社
- イ 種 別 流水検知装置
- ウ 型 式 湿式流水検知装置（二次側調圧装置付）、
K50・60、100（16K、縦）
- エ 型式番号 流第22～1～1号
- オ 型式承認日 平成27年3月17日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和58年自治省令第2号)第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 一次側及び二次側に加圧水又は泡水溶液（以下「加圧水等」という。）を満たした状態にあり、一次側圧力が一定範囲内である場合、二次側圧力を設定圧力範囲内に調整することができるものである。
- ウ 弁体が玉形弁構造のものである。

6 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第9号）関係②

(主な特例事項：機能)

(1) 特例基準適用品

ア 流水検知装置

- (ア) 申請者 能美防災株式会社
(イ) 種別 流水検知装置
(ウ) 型式 湿式 (小流量検知型) K 3 5 ・ 5 0 ・ 6 0、
作動弁型 6 5 (1 0 K、縦)
(エ) 型式番号 流第 2 7 ～ 2 号
(オ) 型式承認日 平成 2 7 年 8 月 5 日

イ 流水検知装置

- (ア) 申請者 能美防災株式会社
(イ) 種別 流水検知装置
(ウ) 型式 湿式 (小流量検知型) K 3 5 ・ 5 0 ・ 6 0、
作動弁型 1 0 0 (1 0 K、縦)
(エ) 型式番号 流第 2 7 ～ 3 号
(オ) 型式承認日 平成 2 7 年 8 月 5 日

ウ 流水検知装置

- (ア) 申請者 ニッタン株式会社
(イ) 種別 流水検知装置
(ウ) 型式 湿式 (小流量検知型) K 3 5 ・ 5 0 ・ 6 0、
作動弁型 6 5 (1 0 K、縦)
(エ) 型式番号 流第 2 7 ～ 4 号
(オ) 型式承認日 平成 2 7 年 8 月 6 日

エ 流水検知装置

- (ア) 申請者 ニッタン株式会社
(イ) 種別 流水検知装置
(ウ) 型式 湿式 (小流量検知型) K 3 5 ・ 5 0 ・ 6 0、
作動弁型 1 0 0 (1 0 K、縦)
(エ) 型式番号 流第 2 7 ～ 5 号
(オ) 型式承認日 平成 2 7 年 8 月 6 日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令 (昭和 5 8 年自治省令第 2 号) 第 1 2 条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
イ 検知流量定数 (流水現象として検知し、信号又は警報の作動を制御するための流量をいう。) 3 5、5 0 及び 6 0 に応じて、機能するものである。

7 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置 (令第 3 7 条第 9 号) 関係③

(主な特例事項：機能)

(1) 特例基準適用品

ア 流水検知装置

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
(イ) 種別 流水検知装置
(ウ) 型式 予作動式 (負圧湿式)、開閉型 1 0 0 (1 0 K、縦)

(エ) 型式番号 流第27～6号

(オ) 型式承認日 平成27年9月4日

イ 流水検知装置

(ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 予作動式(負圧湿式)、開閉型150(10K、縦)

(エ) 型式番号 流第27～7号

(オ) 型式承認日 平成27年9月4日

(2) 概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和58年自治省令第2号)第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 一次側に加圧水等を満たし、二次側に水等を満たし、かつ、負圧(大気圧より低い圧力)状態にあり、火災報知設備の感知器その他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

8 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置(令第37条第9号) 関係④

(主な特例事項:機能)

(1) 特例基準適用品

ア 申請者 千住スプリンクラー株式会社

イ 種 別 流水検知装置

ウ 型 式 予作動式(湿式)、開閉型100(10K、縦)

エ 型式番号 流第20～23～2号

オ 型式承認日 平成27年11月16日

(2) 概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和58年自治省令第2号)第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 一次側及び二次側に加圧水等を満たした状態にあり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

【自主表示対象機械器具等】

1 消防用ホース(令第41条第2号)

(主な特例事項:呼称)

(1) 特例基準適用品

ア 届出者 櫻護謨株式会社

イ 種 別 消防用ホース

ウ 型 式 平(大量送水用)、合成樹脂(合成樹脂被覆)、使用圧1.3、呼称300(シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織)

エ 届出番号 H0224NC02A

オ 届出日 平成27年11月20日

(2) 概要

- ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）第47条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 内径が呼称300のもので、ジャケットの内面及び外面が合成樹脂のものである。
- ウ 大量の水等を送水することができるもので、ウォーターハンマー等の衝撃圧力が加わらないことを前提に、耐圧試験圧力を低減しているものである。

2 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（令第41条第4号） （主な特例事項：構造）

（1）特例基準適用品

ア 消防用結合金具

- （ア）届出者 東京サイレン株式会社
- （イ）種別 消防用結合金具
- （ウ）型式 使用圧1.4、差込式、呼称300（大量送水用）
- （エ）届出番号 C07KN01A
- （オ）届出日 平成27年1月14日

イ 消防用結合金具

- （ア）届出者 東京サイレン株式会社
- （イ）種別 消防用結合金具
- （ウ）型式 使用圧1.4、差込式、呼称300（大量送水用）
- （エ）届出番号 C07KN02A
- （オ）届出日 平成27年1月14日

ウ 消防用結合金具

- （ア）届出者 東京サイレン株式会社
- （イ）種別 消防用結合金具
- （ウ）型式 使用圧1.4、差込式、呼称300（大量送水用）
- （エ）届出番号 C07KN03A
- （オ）届出日 平成27年1月14日

（2）概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、かん合部（C07KN02A）を相互にスリーブ（C07KN03A）に差し込んで、ビクトリック（C07KN01A）によりかん合する方式のものである。
- ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

3 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（令第41条第4号）関係① （主な特例事項：構造）

（1）特例基準適用品

ア 消防用結合金具

- （ア）届出者 櫻護謨株式会社

- (イ) 種 別 消防用結合金具
- (ウ) 型 式 使用圧2.0、ねじ式、呼称100
- (エ) 届 出 番 号 C17KI03A
- (オ) 届 出 日 平成27年6月12日

イ 消防用結合金具

- (ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
- (イ) 種 別 消防用結合金具
- (ウ) 型 式 使用圧2.0、ねじ式、呼称100
- (エ) 届 出 番 号 C17KI04A
- (オ) 届 出 日 平成27年6月12日

ウ 消防用結合金具

- (ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
- (イ) 種 別 消防用結合金具
- (ウ) 型 式 使用圧1.6、ねじ式、呼称150
- (エ) 届 出 番 号 C17KM02A
- (オ) 届 出 日 平成27年7月7日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第23号)第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式のものである。
- ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

4 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具(令第41条第4号) 関係②

(主な特例事項: 構造)

(1) 特例基準適用品

- ア 届 出 者 芦森工業株式会社
- イ 種 別 消防用結合金具
- ウ 型 式 使用圧1.6、ねじ式、呼称150
- エ 届 出 番 号 C15KM01A
- オ 届 出 日 平成27年8月19日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第23号)第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にねじる方法により着脱する方式のものである。
- ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

5 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（令第41条第4号）関係③ （主な特例事項：構造、呼称）

（1）特例基準適用品

ア 届出者 櫻護謨株式会社
イ 種別 消防用結合金具
ウ 型式 使用圧1.6、ねじ式、呼称200（大量送水用）
エ 届出番号 C17KN04A
オ 届出日 平成27年6月12日

（2）概要

ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式のものである。
ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
エ 呼称200のもので、接続するホースは大量送水用ホースである。
オ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

6 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（令第41条第4号）関係④ （主な特例事項：構造、呼称）

（1）特例基準適用品

ア 消防用結合金具
（ア）届出者 芦森工業株式会社
（イ）種別 消防用結合金具
（ウ）型式 使用圧1.4、ねじ式、呼称300（大量送水用）
（エ）届出番号 C15KN01A
（オ）届出日 平成27年5月29日
イ 消防用結合金具
（ア）届出者 ヨネ株式会社
（イ）種別 消防用結合金具
（ウ）型式 使用圧1.4、ねじ式、呼称250（大量送水用）
（エ）届出番号 C14KN03A
（オ）届出日 平成27年9月8日

（2）概要

ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にねじる方法により着脱する方式のものである。
ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
エ 呼称300又は250のもので、接続するホースは大量送水用ホースである。

オ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

消防庁 予防課
担当：巴
TEL：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533